

資循第3391号

令和元年8月16日

医療課長
高齢福祉課長
畜産課長 } 殿

資源循環推進課長

廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について（依頼）

このことについて、令和元年8月6日付け環循適発第1908061号及び環循規
発第1908063号により、環境省環境再生・資源循環局長から別添のとおり通知
がありましたので、関係者に周知くださるようお願いいたします。

問合せ先
指導グループ 池田
電話 045(210)1111[内線4158]



環循適発第 1908061 号
環循規発第 1908063 号
令和元年 8 月 6 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、コンゴ民主共和国で感染が拡大しているエボラ出血熱について、世界保健機関が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であることを宣言し、国際的な感染拡大の可能性も懸念されている現下の状況に鑑み、政府においても、エボラ出血熱対策に関する関係閣僚会議及びエボラ出血熱に関する関係省庁対策会議を設置し、発生時の対応について関係機関間相互で改めて確認を徹底等することとしております。

エボラウイルスを始めとする人が感染し、及び感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成 30 年 3 月)(以下「マニュアル」という。)(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>)を環境省で策定し、適正な処理の確保をお願いしているところです。貴職におかれても、エボラ出血熱の感染が国内で確認された場合は、関連する医療機関等から排出される廃棄物の適切な処理の確保のため、マニュアルに基づき、必要な措置の実施のための指導監督に努めるとともに、貴管下産業廃棄物処理業者、医療関係機関、貴管下市町村等に対し、排出時、運搬時、処分時において作業員への感染防止に万全を期すよう周知徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

参考

- ・「エボラ出血熱とは」(国立感染症研究所)

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/342-ebola-intro.html>

○ 感染経路

エボラウイルス病は感染したヒトまたは動物の血液などの体液と直接接触した場合に感染の危険が生じる。ヒトへの感染の発端が、アフリカでは熱帯雨林の中で発見された、感染して発症または死亡した野生動物(チンパンジー、ゴリラ、オオコウモリ、サル、レイヨウ、ヤマアラシなど)をヒトが触れたことによると示唆される事例が報告されている。その後、感染したヒトの血液、分泌物、臓器、その他の体液に、創傷のある皮膚や粘膜を介して直接的接触することにより、またはそのような体液で汚染された環境への間接的接触でヒト-ヒト感染が起こる。

○ 症状・潜伏期間

エボラウイルス病の最も一般的な症状は、突然の発熱、強い脱力感、筋肉痛、頭痛、喉の痛みなどに始まり、その後、嘔吐、下痢、発疹、肝機能および腎機能の異常、さらに症状が増悪すると出血傾向となる。潜伏期間は2日から最長3週間といわれており、汚染注射器を通した感染では短く、接触感染では長くなる。

- ・「エボラ出血熱について」(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/ebola.html>

- ・「エボラ出血熱対策に関する関係閣僚会議」(首相官邸)

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201908/05kaigi.html